

## 5. 岐阜県社協福祉サービス第三者評価事業における情報管理及び 守秘義務に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、岐阜県社協福祉サービス第三者評価事業(以下「評価事業」という。)の実施における情報管理及び守秘義務に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(目的外使用の禁止)

第2条 評価事業の実施において、情報の収集は評価に必要な最小限とし、収集した情報は評価事業以外の目的には使用しない。

(漏洩の禁止)

第3条 評価事業で知り得た情報は、本人の承諾なしに本人以外の者に漏らしてはならない。本人とは、その情報が所属する受審事業所及びその提供者、また福祉サービス利用者及びその家族をいう。

2 評価業務の一部を外部に委託したときは、情報の管理について前項と同様の取り扱いを行うよう外部受託者を指導する。

(自己評価等書類の管理)

第4条 評価事業において実施した利用者調査、また受審事業所の各職員が行った自己評価については、記入者が特定されないよう加工したうえで、受審事業所の責任者に報告する。

2 評価事業の実施において、受審事業所の職員が提出した自己評価について、他の者に漏れることのないよう管理し、評価事業の終了後速やかにこれを破棄する。

(個人情報の返却等管理)

第5条 評価事業の実施において、訪問調査の際に呈示された利用者等に関する情報が記載された書面は、訪問調査先で確認することとし、これを持ち帰らない。

(評価事業所への報告)

第6条 受審事業所に関する情報が記載された書類については、第4条の定めにより管理された利用者調査び受審事業所職員の記入した自己評価を除き、訪問調査の際、現地で確認することとし、これを持ち帰らない。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。